

東京都板橋区がけ・擁壁安全対策工事助成要綱

(平成 21 年 4 月 1 日板橋区長決定)

改正 平成 21 年 10 月 14 日

改正 平成 24 年 3 月 30 日

改正 平成 25 年 3 月 21 日

改正 平成 26 年 3 月 12 日

改正 平成 27 年 3 月 13 日

改正 平成 28 年 3 月 11 日

改正 平成 29 年 3 月 22 日

改正 平成 30 年 3 月 2 日

改正 平成 31 年 3 月 1 日

改正 令和 2 年 3 月 19 日

改正 令和 3 年 3 月 17 日

改正 令和 7 年 7 月 22 日

改正 令和 8 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害に備えて、がけ又は擁壁の安全対策のために工事を行うそれらの所有者等に対し、当該工事に要する経費の一部を助成することにより、区民の生命及び財産を保護するとともに、災害に強い安全なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 地表面が水平面に対し角度をなす傾斜地をいう。
- (2) 擁壁 がけの崩壊を防止するための工作物をいう。
- (3) 所有者 がけ又は擁壁の存する土地の所有者をいう。
- (4) 所有者等 所有者及び所有者の同意を得て次条に規定する助成の対象工事を行う者をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有者である個人及び所有者の同意を得て次条に規定する対象工事を行う個人
- (2) 所有者の同意を得て次条に規定する助成の対象工事を行う法人
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成の対象者としない。

- (1) 助成の対象者が個人の場合にあつては、区市町村民税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 助成の対象者が法人の場合にあつては、法人住民税及び軽自動車税を滞納している者
- (3) 助成の対象となるがけ又は擁壁に本要綱の助成と同種の他の助成を受けている者

(助成の対象)

第4条 助成の対象は、区長が改善の必要があると認めた区内にある、がけ又は擁壁で次の各号のいずれかの工事（以下「安全対策工事」という。）を行なう場合とする。

- (1) 高さ2mを超える既存のがけ（傾斜角が30度を超えるもの。以下同じ。）の擁壁の新築工事
- (2) 高さ2mを超える既存の擁壁の築造替え工事
- (3) 高さ2mを超える既存のがけ又は擁壁の補強（区長が安全対策上有効と認める場合に限る。以下同じ。）のための工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に認める工事

2 前項の規定による助成は、申請者ごとに一敷地に1回を限度とする。

3 擁壁の新築工事及び築造替え工事については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）の定める基準に適合した工事を助成の対象とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、第3条に規定する助成対象者が施工する安全対策工事のうち、擁壁の新築工事及び築造替え工事の場合は、当該擁壁を設置する一敷地につき当該工事費の5割

（1万円未満は切り捨て）以内かつ700万円を上限とし、既存のがけ及び擁壁の補強工事の場合は、がけが含まれる一連の土地及び擁壁の存する一敷地につき当該工事費の5割

(1万円未満は切り捨て)以内かつ100万円を上限とする。

2 各年度の助成金の額の総額は、当該年度の予算で定める額の範囲内とする。

(事前協議)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金の交付申請前に、がけ・擁壁安全対策工事助成協議書(別記第1号様式)に区長が必要と認める書類を添えて、区と安全対策工事の内容等について協議を行うものとする。

(事前協議に対する回答)

第7条 区長は、前条の規定による協議があった場合は、当該協議に係る書類等の審査を行うほか、現地調査等を行い、助成の対象の適否を確認し、前条の協議書により申請者に回答するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 前条の回答で助成の対象とされた申請者が助成金の交付を受けようとする場合は、がけ・擁壁安全対策工事助成金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、第6条の規定による協議で既に提出している書類については、省略することができる。

- (1) 設計図書(構造設計概要書・案内図・平面図・立面図・構造詳細図・その他安全を確認できるもの)
- (2) 工事見積書の写し(内訳書を含む。)
- (3) 既存のがけ又は擁壁が分かる写真
- (4) 予定工程表
- (5) 工作物確認済証、宅地造成に関する工事の許可通知書又は開発行為許可書の写し(工作物確認申請、宅地造成に関する工事の許可申請又は開発行為に関する許可申請の必要がないものを除く。)
- (6) 現在の所有者が記載されている当該土地の登記簿謄本
- (7) 申請者の現住所が記載されている住民票
- (8) 共有物件にかかる助成の場合は代表者であることを証明する書類
- (9) 申請者の区市町村民税の納税を証明する書類

(10) その他区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により交付申請をした者が、次条に基づく交付決定通知を受けた場合は、第14条の交付請求までの手続を同一年度内に行うものとする。
- 3 前条の回答で助成の対象とされた申請者は、助成対象となる工事に着手する時期や予定工事期間の理由により、前項に定める規定を履行できない場合は、第15条の規定に基づく手続に関する特例を選択することができる。この場合において、第15条の規定を適用するときは、第8条（第3項を除く。）から第14条までの規定は、適用しない。

(交付決定通知書等)

- 第9条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を速やかに審査し、助成の対象と認めたときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、認めないときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。
- 2 区長が必要と認める場合は、交付決定の条件として工事中に現場検査等を行い、申請者又は工事施工者から工事に関する報告等を求めることができるものとする。

(工事着手)

- 第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた助成の対象者（以下「交付決定者」という。）は工事に着手した場合は、速やかにがけ・擁壁安全対策工事着手届（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
- (1) 工事契約書の写し（内訳書を含む。）
 - (2) 工程表
 - (3) その他区長が必要と認める書類

(変更交付申請及び安全対策工事取止め願)

- 第11条 交付決定者が申請内容を変更しようとする場合は、がけ・擁壁安全対策工事助成金変更交付申請書（別記第6号様式）により区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の変更交付申請書が提出された場合は、その内容を審査し、当該変更内容が適当と認めたときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、認めないときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金変更不交付決定通知書（別記

第8号様式)により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者が当該工事を取止める場合又は助成を辞退する場合は、がけ・擁壁安全対策工事取止め願(別記第9号様式)を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の取止め願が提出された場合は、その内容を速やかに確認し、がけ・擁壁安全対策工事助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(工事完了届)

第12条 交付決定者は工事が完了した場合は、がけ・擁壁安全対策工事完了届(別記第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事に要した経費を支払ったことを証する書類
- (2) 工事写真
- (3) 工作物検査済証、宅地造成に関する工事の検査済証又は開発行為に関する工事の検査済証の写し(工作物確認申請、宅地造成に関する工事の許可申請又は開発行為に関する許可申請の必要がないものは除く。)
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の届出があった場合は、速やかに完了検査を実施し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、がけ・擁壁安全対策工事助成金の額の確定通知書(別記第11号様式)により当該交付決定者に通知する。

(助成金の交付請求)

第14条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた者は、速やかに、がけ・擁壁安全対策工事助成金交付請求書(別記第12号様式)に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 支払金口座振替依頼書
- (2) その他区長が必要と認める書類

(手続に関する特例)

第15条 助成の対象者は、第8条第3項の規定により、手続に関する特例を適用する場合は、次項から第13項までの規定により手続をすることができる。

2 助成金の対象となる条件に適合していることの承認を受けたい者（以下「承認申請者」という。）は、がけ・擁壁安全対策工事助成対象承認申請書（別記第13号様式）に第8条第1項の規定を準用し、区長に申請することができる。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容の審査するほか、必要に応じて現場調査等を行い、助成の対象と認めるときは、がけ・擁壁安全対策工事助成対象承認通知書（別記第14号様式）により、認めないときは、がけ・擁壁安全対策工事助成対象不承認通知書（別記第15号様式）により承認申請者に通知するものとする。

4 前項に規定する承認通知書を受けた承認申請者が、安全対策工事に着手した場合は、速やかにがけ・擁壁安全対策工事着手届（別記第16号様式）に、工事契約書の写し（内訳書を含む。）、工程表及びその他区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

5 承認申請者が申請内容を変更しようとする場合は、がけ・擁壁安全対策工事助成対象変更承認申請書（別記第17号様式）により区長に申請しなければならない。

6 区長は、前項に規定する変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、当該変更内容が適当と認めるときは、がけ・擁壁安全対策工事助成対象変更承認決定通知書（別記第18号様式）により、認めないときは、がけ・擁壁安全対策工事助成対象変更不承認決定通知書（別記第19号様式）により承認申請者に通知するものとする。

7 承認通知書を受けた者が当該工事を取り止める場合又は助成を辞退する場合は、がけ・擁壁安全対策工事取止め願（別記第20号様式）を区長に提出しなければならない。

8 区長は、前項の取止め願が提出された場合は、その内容を速やかに確認し、がけ・安全対策工事助成対象承認取消通知書（別記第21号様式）により承認申請者に通知するものとする。

9 区長は、安全対策工事の状況等について、必要に応じて承認申請者に、その報告を求めることができる。

10 区長は、前項の報告により、当該工事に係る承認内容にしたがって遂行されていないと認められた場合は、承認申請者に対して、承認内容にしたがって遂行すべきことを指示することができる。

- 1 1 承認申請者は、安全対策工事が完了し、助成金の交付を受けようとする場合は、速やかにがけ・擁壁安全対策工事助成金交付申請書（別記第 2 2 号様式）及びがけ・擁壁安全対策工事完了報告書（別記第 2 3 号様式）に当該工事に要した経費を支払ったことを証する書類、工事写真、工作物検査済証又は宅地造成に関する工事の検査済証若しくは開発行為に関する工事の検査済証の写し（工作物確認申請、宅地造成に関する工事の許可申請又は開発行為に関する許可申請の必要がないものは除く。）、その他区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出しなければならない。
- 1 2 区長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を速やかに審査し、必要に応じて現場検査を行い、助成の対象と認めるときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金交付決定兼交付額確定通知書（別記第 2 4 号様式）により、認めないときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金不交付決定通知書（別記第 2 5 号様式）により申請者に通知する。
- 1 3 前項の規定により助成金の交付決定兼交付額の確定通知を受けた者は、速やかに、がけ・擁壁安全対策工事助成金交付請求書（別記第 2 6 号様式）に、支払金口座振替依頼書その他区長が必要と求める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

- 第 1 6 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、がけ・擁壁安全対策工事助成金交付決定取消通知書（別記第 2 7 号様式）により通知する。
- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 工事上の重大な瑕疵が判明したとき。
 - (4) 予定期間内に着手又は完了しないとき。
 - (5) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

（助成金の返還）

- 第 1 7 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、がけ・擁壁安全対策工事助成金返還通知書（別記第 2 8 号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成21年10月14日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成24年3月30日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成25年3月30日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成27年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成28年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成29年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成30年3月31日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱の一部改正は、この要綱の施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱の一部改正は令和2年3月31日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和3年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は令和7年7月23日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、この要綱の施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は区長決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の一部改正は、この要綱の施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。